

令和5年10月から令和6年3月までの

新型コロナウイルス感染症の 取扱いをお知らせします



発熱などの症状があれば

かかりつけ医等に、電話相談の上、受診しましょう

- » 受診の際は医療機関の指示に従って、マスクの着用・駐車場での待機など感染対策にご協力ください。
- » 相談先に迷う場合は、新型コロナウイルス感染症相談・支援センターにご相談ください。

陽性が判明した場合、医師の指示に従って、

**無理せず学校や職場等を休むなど、
自宅で安静に過ごしましょう**



※症状軽快後も発症から10日間はマスク着用など周囲にうつさない配慮をお願いします。

新型コロナの検査・医療費・療養のポイント

感染不安時の検査

感染が不安な場合は

市販の

抗原定性検査キット[※]
が活用できます



※国が承認した検査キットを使用
(症状がある場合は医療機関に相談を)

医療費(外来)

診療や処方薬に
自己負担が生じます



コロナ抗ウイルス薬は
負担軽減があります

医療費(入院)

入院治療費に
自己負担が生じます



一部負担軽減があります

陽性判明後の療養

**発症翌日から5日間^{※1}は外出を控えることが
推奨^{※2}されます**

※1:かつ症状軽快から24時間経過するまで
※2:法律に基づく外出自粛は求められません



同居家族の方は特に5日間は、ご自身の体調に注意してください

※同居家族に対する外出自粛は求められません



療養時に症状悪化した場合はかかりつけ医、又は相談・支援センターに相談を
鳥取県新型コロナウイルス感染症相談・支援センター ☎0120-567-492 (毎日9時から17時15分)
※上記の時間以外の相談先は裏面に記載

主なポイント

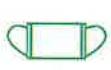
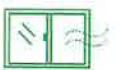
医療費 入院／外来

- 新型コロナ感染症にかかる診療は「保険診療」となり、他の疾病と同様、診察料・検査料・解熱鎮痛剤等の処方薬等に自己負担が生じます。
- ただしラグブリオ・ゾコバ等のコロナ抗ウイルス薬・中和抗体薬は一部公費負担が継続します。
(自己負担額: 医療保険の自己負担割合1割の方⇒3,000円、2割の方⇒6,000円、3割の方⇒9,000円)
- 入院にかかる治療費や食事代等についても自己負担が生じますが、高額療養費の自己負担額から上限1万円減額されるなど負担軽減が図られます。

感染対策等

「個人の選択を尊重し、自主的な取組」になります。その上で感染防止として有効な対策を示しますので参考としてください。

～国が示す基本的な感染対策の考え方～



換気・手洗い等の手指衛生

マスクの着用

3密の回避／人と人との距離

- マスク着用は個人の主体的な判断が基本です。ただし医療機関受診時や高齢者施設等訪問時は着用を推奨しています。
- 流行期に、重症化リスクの高い方※は、近接した会話や混雑した場所を避けることが有効です。
- 予期せぬ体調悪化に備え、抗原定性検査キットや解熱剤等の常備薬を準備しておきましょう。
- 医療機関や高齢者施設で入院・入所中の方と面会される際は、施設のルールに従って対応してください。
- 特に高齢者と接する場合などは、体調を整え、マスク着用等の感染対策を行いましょう。

※ 高齢者、基礎疾患(慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙)のある方、一部の妊娠後期の方等は重症化しやすいとされています。

よくあるご質問

Q. 医療機関で陽性と診断されました。どうしたらいいですか？

A. 自宅で安静に過ごしましょう。5月8日以降、「発症翌日から5日間は外出を控えることが推奨」されています。症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れます。そのほとんどが2~4日で軽くなります。順調に経過すれば“かぜ”と大きな違いはありません。高熱となる場合もありますが、医療機関で処方された解熱剤などを服用し、安静にして様子を見てください。症状が悪化した場合は、かかりつけ医等に電話でご相談ください。かかりつけ医がない場合は、『新型コロナウイルス感染症相談・支援センター』へご相談ください。受診可能な医療機関をご案内します。すぐに受診できない場合に備え、あらかじめ市販の解熱剤等の薬を準備しておくと安心です。

Q. 同居家族に陽性者が出来ましたが、どうしたらいいですか？

A. 家庭内での感染対策(食事を含め個室で療養、タオルや食器の共用を避ける、換気・手洗いの徹底、手が触れる場所(ドアノブ等)の消毒、お風呂は陽性者を最後に使用する等)を実施しましょう。5月8日以降、感染された方のご家族が「濃厚接触者」として特定されることはなく、外出自粛も求められません。ただし発症する可能性もありますので、特に5日間はご自身の体調にご注意ください。

Q. 子どもが陽性になりました。学校はいつから登校できますか？

A. 新型コロナ感染症に罹患した場合、学校保健安全法施行規則(令和5年5月8日改正)では「発症翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を出席停止期間としています。発症した日の扱いなどは受診した医療機関にご確認ください。

Q. 従業員が感染しました。どうしたらよいでしょうか？

A. 職場内で感染が広がらないよう、陽性になった従業員には自宅療養を勧めましょう。従業員の復帰については医師の指示に従うとともに、外出を控えることが推奨されている期間(発症翌日から5日かつ症状軽快から24時間経過するまで)を参考に各事業所にてご判断ください。また職場内で感染が広がらないよう職場内での感染対策(換気・手洗いの励行等)を行いましょう。

相談窓口

受診相談、療養中の
症状悪化時の相談

新型コロナウイルス感染症相談・支援センター 受付時間 9:00~17:15(土・日・祝日含む)
TEL.0120-567-492 FAX.0857-50-1033

上記の時間以外

東部・中部・西部

0857-26-8633

「聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方」
専用の相談フォームでご相談ください 相談フォームのQRコード→



夜間・休日の受診の
必要性や対処法の相談

とっとりおとな・こども救急ダイヤル

受付時間 平日19:00~翌8:00 土・日・祝日8:00~翌8:00

おとな #7119 こども #8000

感染対策や療養に
関する各種相談

県感染症対策局・各保健所

受付時間 平日8:30~17:15

本庁

0857-26-7799

鳥取市保健所
(鳥取市コロナセンター)

0857-22-8111

倉吉保健所

0858-23-3261

米子保健所

0859-31-9329